軽度者に対する福祉用具貸与費の例外給付に係る確認申請書

年 月 日

(あて先) 北名古屋市高齢福祉課

下記のとおり、福祉用具貸与について、保険給付の対象として認めるよう申請します。

また、この申請にかかる確認のために必要のあるときは、私の心身の状態及び疾病等必要な事項について北名古屋市が調査することに同意します。なお、当該申請にかかる確認については、下記の居宅介護(介護予防)支援事業所に通知することに同意します。

本人同意欄 該当する□にレ点を記入 (氏名) (被保険者番号) 0 0 0 0 被保険者 (住所) 北名古屋市 1 (電話番号) □要支援2 □要支援 1 (要介護度) (有効期間) 圧 月 日まで □要介護1 □要介護 2 □要介護3 (居宅介護(介護予防)支援事業者名) 作成者 (事業者所在地) 〒 (計画作成担当者氏名) (電話番号) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に厚生労働大臣が定め る者等(24年厚生労働省告示95号第25号のイ。以下「第95号告示第25号のイ」という。) に該当する者 福祉用具 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第95号告示第25号のイに該当するに至るこ を必要と 3 Π する理由 とが確実に見込まれる者 * 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第95号告示第25 号のイに該当すると判断できる者 □ 日常的に起き上がりが困難な者 特殊寝台及び特殊寝台付属品 □ 日常的に寝返りが困難な者 確認を必 要とする □ 日常的に寝返りが困難な者 床ずれ防止用具及び体位変換器 福祉用具 4 及び該当 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、 認知症老人徘徊感知機器 する かつ移動において全介助を必要としない者 状態像 自動排泄処理装置(ただし、尿のみを □ 排便が全介助を必要とし、かつ移乗が全介助を必要とする者 自動的に吸引する機能のものを除く) □ 主治医意見書 3の福祉用具を必要とする理由を確認した方法 □ 医師の診断書等(主治医連絡票を含む) 5 □ 医師から所見を聴取 サービス担当者会議開催日 月 6 H (添付書類) ①居宅(介護予防)サービス計画書(第1表、第2表) ②サービス担当者会議の記録(第4表) 例外給付を行う予定の福祉用具について必要性の検討内容が詳細に書かれたもの 判断箇所が分かるようマーカー等で印をつけること ③福祉用具を必要とする理由が確認できる書類(5のいずれかの書類) × 24年厚生労働省告示第95号第25号のイ については、裏面参照のこと 年 月 日 上記内容につき、添付書類により例外給付の要件を確認しました。 北名古屋市高齢福祉課 確認の有効期間 年 月 年 月 目 ∼ 日

一 参考 一

【平成24年厚生労働省告示第95号】

第25号

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

- (1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に歩行が困難な者
 - (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
- (2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に起き上がりが困難な者
 - (二) 日常的に寝返りが困難な者
- (3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者
- (4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者
 - (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者
 - (二) 移動において全介助を必要としない者
- (5) 移動用リフト(つり具の部分を除く) 次のいずれかに該当する者
 - (一) 日常的に立ち上がりが困難な者
 - (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
 - (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
- (6) 自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者
 - (一) 排便が全介助を必要とする者
 - (二) 移乗が全介助を必要とする者

【添付書類】について

- ①居宅サービス計画書は国の標準様式(第1表、第2表)に、介護予防サービス計画書は国の標準様式 (介護予防サービス・支援計画書)に該当する書面。「医師の所見」・「医師氏名」・「当該福祉用具貸与 が特に必要な理由」が記載されているものが必要。
- ②国の標準様式(第4表)に該当する書面。介護予防の場合は、国の標準様式(介護予防支援経過記録)に該当する書面。やむを得ない理由によりサービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により意見を求めた場合は、「開催日(照会日・回答日)」・「出席者(回答者)」・「福祉用具貸与の例外給付についての検討内容(照会内容・回答内容)」が記載されているものが必要。
- ③主治医意見書及び医師の診断書等(主治医連絡票を含む)による場合は、その写しに福祉用具を必要とした理由を確認した箇所が分かるようにラインマーカーの上、提出してください。また、医師から所見を聴取した場合は、「聴取日時」・「聴取方法(電話、面接等)」・「聴取内容」・「医師氏名」が記載された書面を提出してください。

【自動排泄処理装置】について

尿のみを自動的に吸引する機能のものは軽度者の例外給付の対象ではありませんが、便を自動的に吸引する機能のものが要支援1から要介護3までの軽度者の例外給付の対象となることに注意してください。